

## 長久手市スポーツ施設整備基本構想策定委員会設置要綱

### (趣旨)

第1条 長久手市のスポーツ施設整備基本構想の策定にあたり、専門的かつ客観的な立場から幅広く検討を行うため、「長久手市スポーツ施設整備基本構想策定委員会」を設置する。

### (所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 長久手市スポーツ施設整備基本構想の策定に関する事項
- (2) その他健康スポーツ施設のあり方に関し必要な事項

### (組織)

第3条 委員会は、委員11人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者及び有識者
- (2) スポーツ若しくは健康づくりに関する活動を行う団体の代表者
- (3) 公募により募集した市民

### (任期)

第4条 委員の任期は、平成28年9月1日から平成29年3月31日までとする。

### (委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し総理する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員の中から委員長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。

### (会議)

第6条 委員会の会議は委員長が招集する。

2 議長は委員長とする。

3 委員会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

4 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 委員会は、必要があると認めるときは、資料の提出若しくは関係者の出席を求めて意見や説明を聞き、協力を求めることができる。

6 委員会の会議は原則公開とする。ただし、案件によっては、委員の承諾をもって会議の一部または全部を非公開とすることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、くらし文化部生涯学習課において総括し、処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年9月1日から施行する。

(会議招集の特例)

2 この要綱施行後、最初の委員会招集はくらし文化部長が行う。